

富士見市行政手続条例改正概要

1 趣旨

このたび、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るための法律である行政手続法の一部が改正されました（平成26年6月13日公布、平成27年4月1日施行）。

改正法の要旨は、(1)「処分等の求め」の追加、(2)「行政指導の中止等の求め」の追加、(3)「行政指導の方式」の内容の追加の3点です。

この法改正を受けて、行政手続法（平成5年法律第88号）第46条に基づいて制定されている富士見市行政手続条例（平成10年条例第2号）の一部を改正しました。

2 法と条例の関係

本市が行う法律又は命令に根拠を有する処分及び届出については、行政手続法が直接に適用されますが、条例等に根拠を有する処分、行政指導については適用されないため、これらの手続を規定する「富士見市行政手続条例」を制定しています。

行政手続法と行政手続条例の適用関係								
主体	法律・政令省令等の命令に基づくもの			条例・規則に基づくもの			行政指導	意見公募
	申請処分	不利益処分	届出	申請処分	不利益処分	届出		
国	行政手続法			×	×	×	行政手続法	
県				県条例			県の措置	
市町村				市町村条例 (富士見市行政手続条例)			市町村の措置 (富士見市自治基本条例・富士見市市民参加手続規則)	

※処分…行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいいます。

※行政指導…市の機関がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であって処分に該当しないものをいいます。

3 条例改正の概要

(1) 「処分等の求め」の追加

法令に違反する事実があるにもかかわらず、その是正のためにされるべき処分（その根拠となる規定が条例等に置かれているものに限ります。）又は行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限ります。）がされていないと市民等（何人も可）が思うときには、市に申し出て、当該処分又は行政指導をするよう求めることができるという内容を新たに追加しました。

上記の申出の際は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出しなければならないこととします。

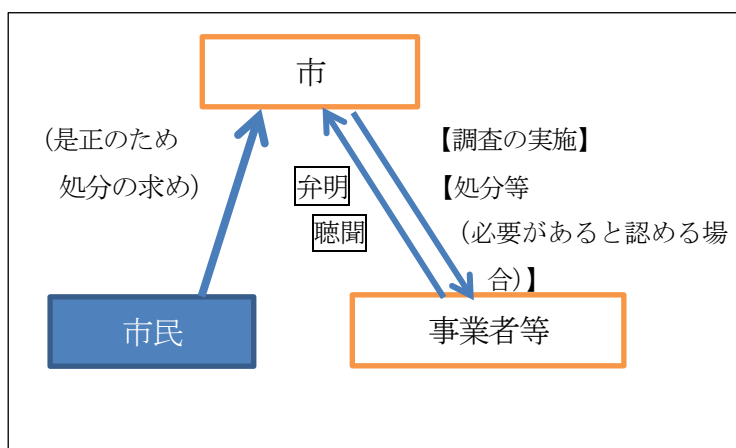
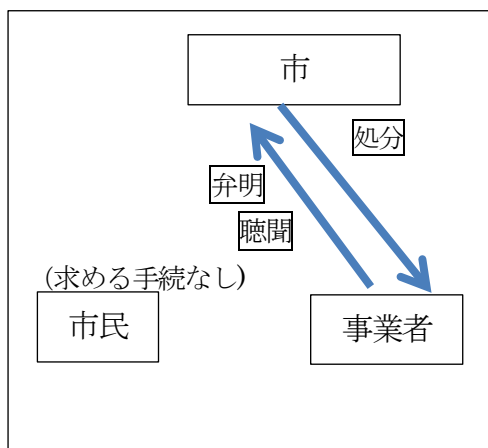
- ①申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- ②法令又は条例等に違反する事実の内容
- ③当該処分又は行政指導の内容
- ④当該処分又は行政指導の根拠となる法令又は条例等の条項
- ⑤当該処分又は行政指導がされるべきであると思う理由
- ⑥その他参考となる事項

当該申出があったときは、市は必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると市が認めるときは、当該処分又は行政指導を行わなければならないものとします。

(現行)

⇒

(改正後)



(2) 「行政指導の中止等の求め」の追加

法令に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限ります。）を受けた場合において、その行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないとその行政指導を受けた相手方の市民等が思うときは、当該行政指導をした市に申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができるという内容を追加しました。

上記の申出の際は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出しなければならないこととします。

- ①申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- ②当該行政指導の内容

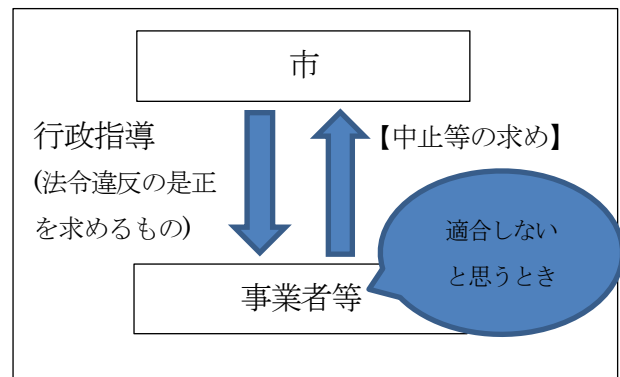
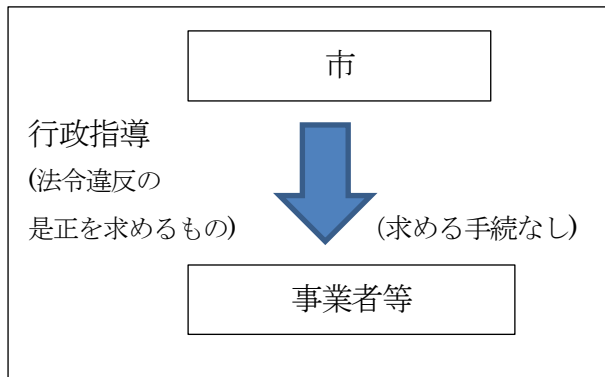
- ③当該行政指導がその根拠とする法律又は条例の条項
- ④前号の条項に規定する要件
- ⑤当該行政指導が前号の要件に適合しないと思う理由
- ⑥その他参考となる事項

当該申出があったときは、本市は必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならないものとします。

(現行)

⇒

(改正後)



(3) 「行政指導の方式」の内容を追加

行政指導に携わる者が行政指導を行う際には、富士見市行政手続条例第31条において、当該行政指導の趣旨及び内容を明確に示さなければならないと定められています。今回の改正では、行政指導を行う際に、許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その根拠を示さなければならないという内容を新たに追加しました。提示する根拠の具体的な項目は、次のとおりです。

- ①当該権限を行使し得る根拠となる法令又は条例等の条項
- ②前号の条項に規定する要件
- ③当該権限の行使が前号の要件に適合する理由